

千葉県入札監視委員会令和3年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和4年2月3日(木) ホテルプラザ菜の花 4階 「楨」	
委員	大杉 洋平 (弁護士) 寺部 慎太郎(東京理科大学工学部教授) ◎ 轟 朝幸 (日本大学工学部教授) ○ 永井 香織 (日本大学生産工学部准教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に28件の低入札価格調査案件があったことを報告した。 2 審議対象期間中に3件(3者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p data-bbox="252 297 424 331">審議事案概要</p> <p data-bbox="252 394 416 427">○ 特になし</p>	

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【(仮称)千葉県総合救急災害医療センター 電気設備工事】</p> <p>○ 共同企業体に求める資格要件に、「病院の新築、増築又は改築に係る電気設備工事を元請として施工した実績」とあるが、この場合、参加できる業者が限られてしまうのではないのか。</p> <p>○ 評価値はどのように算定しているのか。</p> <p>○ 評価値は高いほうが良いのか。</p> <p>○ 評価値が2番目に高い業者が落札しているのはなぜか。</p> <p>○ 1者だけ大きく予定価格が超過しているのはなぜか。</p> <p>○ 本案件は、技術評価点が最高点の業者が僅かに予定価格を超過し、落札できなかった。県としてはより品質の高い工事を行いたいと思うのだが、なにか対策はしていないのか。</p> <p>○ 工事の施工品質に問題はないのか。</p>	<p>○ コリンズ等での調査では、代表者になれる資格がある業者は43者、うち4者が県内業者であることから、限られた業者しか参加できないという認識はない。</p> <p>○ 開札調書に記載があるとおり、技術評価点を入札価格で割ることにより算出している。</p> <p>○ お見込みのとおりである。</p> <p>○ 評価値が一番高い業者は、予定価格を超過しているため、次に評価値が高い業者が落札したところである。</p> <p>○ 大きく予定価格を超過した1者と、その他3者の積算金額を比較すると、入札者によって資材の調達先が異なることから、調達価格に大きな差が生じていたのが要因と考えている。</p> <p>○ 地方自治法施行令で一般競争入札においては予定価格の範囲内で落札者を決定すると法令上決められている。そこを変えるということは難しい。</p> <p>○ 落札者は入札参加資格を満たすだけの規模の病院施工経験があるため、問題はないと考えている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術提案を評価しているのはどこの部署であるのか。 ○ 第三者機関によって公平性や公開性は担保されているのか。 ○ それは複数の委員が匿名の技術審査書を見て、評価点を決めていくという仕組みであるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院局である。 ○ 病院局で技術審査会を主催しており、他部局の職員も委員として出席していただいている。 ○ 技術評価点は技術提案資料をもとに病院局で算出しており、その内容を委員に審議していただいている。
---	---

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【四街道警察署空調設備改修工事】</p> <p>○ 1回目の入札では、失格と予定価格超過の札しか入らないという極端な結果となったが、何が原因と思われるか。</p> <p>○ 入札参加業者は1回目の入札後、再度入札をするまでの間、入札に係る状況等を知ることができるのか。</p> <p>○ 低入札となった場合、事情聴取等の調査をすると思うが、今回は実施していないのか。</p> <p>○ 再度入札となった3者の金額の違いは、機械設備費だけの差になるのか。</p> <p>○ 再度入札の場合、どのような情報が開示されるのか。</p> <p>○ 再度入札の場合、予定価格が超過していることは分かるが、予定価格自体が分かるわけではなく、低入札で失格になった業者名は分からないが、入札金額は分かるという理解でよろしいか。</p> <p>○ 低入札の業者は、同等レベルの機器を安く入手するネットワークがあると考えられることはできるか。</p>	<p>○ 入札時に添付されている各者の内訳書を確認すると、機械設備費において差が出ている傾向があることから、機器費の調達差によるものかと考えられる。</p> <p>○ 低入札が発生した際は、各者の入札額と低入札に該当している額について、業者名を伏せた状態で確認することができる。</p> <p>○ 今回低入札となったものは、低入札価格調査の失格判定基準に該当しているため、事情聴取等は実施していない。</p> <p>○ 全体的な金額の差はあるが、特に差があるのは機械設備費である。</p> <p>○ 入札約款等で予定価格超過の場合は原則1回再度入札を実施することとなっているため、再度入札の通知が来たら予定価格超過があったと業者側は承知していることとなる。</p> <p>○ その通りである。</p> <p>○ それも考えられる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 再度入札において失格となっている業者についても失格判定基準に該当したということか。 ○ 調査基準価格を下回ると失格ということではなく、更に一定基準を下回ると失格になるということか。 ○ 今回の場合、いくらを下回ると失格になるのか。 ○ 失格判定基準の項目ごとの金額を下回ったために失格ということだが、業者側の立場として、これらの額をどれくらいの精度で予測することができるのか。 ○ 再度入札の場合は、予定価格と最も低い価格の間で札を入れなければならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該業者は、再度入札の際に価格を下げ過ぎたため低入札となり、失格判定基準に該当している。 ○ その通りである。 ○ 失格判定基準の価格は直接工事費等の項目ごとに算出されており、再度入札で失格となった業者は、現場管理費について基準額を下回ったものである。 ○ 予測できるかについてはわからないが、項目ごとの失格判定基準の算出方法については公表されている。 ○ そのとおりである。再度入札の際には、まず最も低い金額が通知される。通知された最低価格より下の金額でかつ予定価格の範囲内であれば問題ない。
---	---

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札(千葉県事後審査) 【南八幡浄水場1・2号沈殿池排泥弁修繕工事】</p> <p>○ 入札に参加したのが1者だったが、その理由は資格要件を満たした者が1者しかいなかったからか。</p> <p>○ 20者以上の対象者があいながら1者のみで、その1者が100%で応札した理由をどう考えるか。</p> <p>○ 排泥弁は何年に1回交換するのか。</p> <p>○ 同様の修繕は、県内の他の浄水場でも行っていると思うが、今回の業者以外でも実施しているのか。</p> <p>○ 既設のメーカー以外でも施工は可能か。</p> <p>○ 1者しか応札者がいなかったときは、再入札ということはないのか。</p> <p>○ 入札に参加しているのが自社のみと判るのはいつか。</p>	<p>○ 実績のある業者は20者以上あったが、結果として入札に参加したのは1者のみであった。</p> <p>○ 今回の工事については予定価格が公表されている。その中で、応札者が判断した額と考えている。 また、予定価格の積算は、公に公表されている歩掛り、単価等を使用して算出しており適正である。</p> <p>○ 劣化状況によるが、20年に1度程度である。</p> <p>○ 実施している。</p> <p>○ 交換部品等が入手できれば可能と考えている。</p> <p>○ 1回目で複数者の競争が成立し、2回目の再入札時に1者となった場合や、一般競争入札で地域要件を設定していないとき又は県内全域を対象とした場合は、1者入札が有効となっている。</p> <p>○ 開札後である。</p>

事案4 指名競争入札

【名洗港改修工事（名洗防波堤（2）築堤マ
ット製作その1）】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 入札金額が最低制限価格と同額になる理由は、公表している予定価格に合わせて業者が積算をしているため、最低制限価格を推測できてしまうからということでしょうか。○ 6者が最低制限価格で入札しているが、最低制限価格で入札できる理由に思い当たることはあるか。予定価格は適正であったのか。○ 型枠の費用は発注金額に含まれており、業者が自前で発注して組み立てるのか。また、工事終了後、型枠はどうするのか。○ イメージアップの費用とは何か。 | <ul style="list-style-type: none">○ そのとおりである。さらに、積算基準、最低制限価格の実施要領、県単価・物価資料等が公表されているため、業者が適正に積算したところ最低制限価格での入札となった。○ 憶測だが、今回の工事は比較的容易であり、計画的に実施できる工事であるため、受注後のリスクが低く利益の確保がしやすく、多くの業者が最低制限価格で入札したと思われる。
価格については、国が調査した単価を使用しているため、適正なものであると判断している。○ そのとおりである。工事の附帯的な費用として、経費率の中に含まれている。
また、型枠は規定の大きさの型枠を組み合わせて出来てあり、当該工事のためだけに作っているものではないため、工事終了後はリース会社に返却する。○ 工事を行うにあたり、周辺の方々に向けた工事全体に対するイメージアップの費用である。例えば、花を工事現場周辺に設置する等、業者自らが提案し行う費用を見込んでいます。 |
|---|---|

○ 一抜け方式とは何か。

○ 築堤マット製作その2、その3の工事もくじ引きになったのか。

また、くじ引きになる事例は多いのか。

○ B等級の対象となる会社の数はどれくらいか。

また、発注基準等級「B等級又はA等級」とあるが、B等級だけを対象とすることはあるか。

○ 同種工事である築堤マット製作その2、その3を同時発注し、築堤マット製作その1と同じ業者14者を指名している。指名業者は3本の工事に入札可能であり、最も金額が大きい工事である築堤マット製作その1を受注した業者は、築堤マット製作その2の工事に参加できず、入札参加者が1者ずつ抜けていく方式である。

○ 築堤マット製作その2、その3もくじ引きを行った。

銚子土木事務所管内では、くじ引きを行った事例は他にもあり、例えば、舗装工事がある。

○ 銚子土木事務所管内に4社ある。

また、B等級の会社数が揃えばB等級のみを対象とすることはある。

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【県単道路改良工事（下井函渠附帯工）】</p> <p>○ 矢板が倒れた事象は予見できなかったのか。</p> <p>○ 施工した業者に責任は無いのか。</p>	<p>○ 矢板が倒れた原因としては、設定した矢板の計算に用いる地盤の土質定数の取り方にある事が判明している。</p> <p>委託業務は平成29年度に実施しており、下井函渠の設計にはボーリング調査7箇所の結果を使用している。7箇所の試験結果を平均する一般的な方法を用いて、設計業者は地盤の定数を設定しており、採用する際は、発注者とも協議を行い決定している。</p> <p>矢板の倒壊が発生したため、設計に使用する地盤定数について、同一層ではあるが、約11.2mと厚いことから、3つに分割し、設定する定数である、粘着力と変形係数についても、各3つの層ごとに設定することで、発生した事象を計算上再現できることとなった。</p> <p>今回の矢板の変位は、印旛沼周辺の特殊な軟弱地盤が原因であり、予見できるものではなかった。</p> <p>○ 今回倒壊が発生した締切りは仮設備である。</p> <p>仮設備には、受注者がその責任において定める「任意仮設」と、発注者が設計図書に部材の寸法等を指定する「指定仮設」がある。</p> <p>今後の工事に引き継ぐため仮設については「指定仮設」と定められており、今回の仮設は、今後、函渠の躯体を構築するときにも使用されることから「指定仮設」として発注している。</p>

<p>○ 工期の延期を行っているがその理由はなにか。</p> <p>○ 母体となる工事の契約金額はいくらか。また、諸経費調整による経費の削減はどれくらいか。</p> <p>○ 当初の矢板の位置と打ち直した矢板の場所が異なる理由は。</p>	<p>受注者は発注者からの図面どおりに施工しており、現地では監督職員が図面どおりに施工されている事を確認しているので、施工業者に責任があるというものではない。</p> <p>○ 2回工期延期を行っており、1度目は、仮締切工の検討に日数を要したため延期しており、2回目については、鋼矢板に曲がりがあり、リース業者との立会に日数を要したため工期延期を行っている。</p> <p>○ 母体工時の当初契約金額は433,389,000円で、変更契約金額は499,838,900円である。諸経費調整による経費の削減額は、諸経費調整を行わない場合の予定価格は92,631,000円に対して、諸経費調整後の予定価格は、74,883,000円と約1,800百万円の削減となっている。</p> <p>○ 仮締切りの設計をやり直したところ、切梁の設置が必要となり、当初よりも内側に矢板を打設することとした。なお、当初は締切りの内側、掘削側に腹付け盛土を残すことで、土圧を軽減し、自立式の締切りとしていたので、再打設する位置に比べ、躯体から離れた位置となっている。</p>
---	--

委員講評

- 低入札や競争入札における技術評価点の位置づけに関して、決まったルールの中で適正な企業を選定していることは理解できる。ただ、2号議案をみても、機械設備の入手の差が低入札に関連するのであれば、技術の差とは言えないことから、低入札のあり方として考えるべきことだと思う。その一方で、資材を発注することでプレッシャーをかけられた企業が安く出さなければならないということは避けなければならない。建築資材をコネクションがあることである程度安くお互いに取り引している現状があるのならば、どのあたりを閾値にするのかを考えなければならないと思う。
- 予定価格を超えたから認められないとするのではなく、例えば、全体の10パーセント以内ならば見直しの可能性があるなどの対処があると、技術評価の高さと金額も折り合いがついて入札ができるとも思う。この入札のシステムを作る過程で、こういったことも精査し、適正な業者を選定するようにしているとは思いますが、時代やコストの考え方も変化しているため、今後自動化や機械化が現場に入ってきた時に、その機械を持っている会社だけが安く入札ができてその他の業者はずっと参画できないという状況が懸念される。それを避け、広く公平に評価できるように見直すことも必要だと感じた。
- 入札金額が低ければよいというわけではないと思う。ただ一方で制度上の限界があることも理解できる。予算規模が増えている中で、どのように金額を低く抑えてかつ適正に工事をできるようにしていくかは絶えず検討すべきことだと思う。
- 失格判定基準に該当したら即座に失格となり、特に調査もしないというのは、果たしてその入札金額が適正に工事ができない金額だったのか、企業努力で適正に工事ができる金額だったのかが分からない。なので、失格判定基準に該当したら即座に失格とするのではなく、失格となった業者にヒアリングをし、それを活かして制度を見直す検討が必要だと思う。
- 制度的には適正に執行できていることは分かるが、更によくすることはできないかと思う。実態の調査をもっと行い、制度の改革をしていくことが必要だと思う。